

十八 第 68 条の 34 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 34 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)</u></p> <p><u>68 の 34-1 措置法第 68 条の 34 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十九 第 68 条の 35 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 35-3 <u>削 除</u></p>	<p><u>(併せて設置されるものの意義)</u></p> <p><u>68 の 35-3 措置法第 68 条の 35 第 3 項の規定に係る同法第 47 条の 2 第 3 項第 3 号の規定により特定都市再生建築物等に含まれることとなる機械及び装置は、一の計画に基づき構築物と併せて設置されるものに限られるのであるから、当該構築物を取得してから相当期間を経過した後に設置したものはこれに含まれないことに留意する。</u></p>

二十 第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(倉庫用建物等を貸し付けた場合)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 36-1 <u>削 除</u></p> <p>(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)</p> <p>68 の 36-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 29 条の 6 第 2 項括弧書に規定する階数が 2 以上のもの</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(廃 止)</p>	<p>68 の 36-1 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 36 第 1 項に規定する倉庫用建物等を取 得し、又は建設して、これを他に貸し付けた場合においても、その貸付けを 受けた者が同項に規定する倉庫業の用に供したときは、当該倉庫用建物等につ いては、措置法第 68 条の 36 の規定の適用があるものとする。</u></p> <p>(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)</p> <p>68 の 36-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 29 条の 6 第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する階数 に係る条件</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(貯蔵槽倉庫)</u></p> <p>68 の 36-3 <u>措置法第 68 条の 36 第 1 項に係る措置法令第 29 条の 6 第 2 項第 4 号 に規定する貯蔵槽倉庫に該当するかどうかについては、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>貯蔵槽倉庫とは、倉庫業法施行規則第 3 条の 9 に規定する貯蔵槽倉庫をい うのであるから、容器に入れていない粉状若しくは液状又はばらの物品を保 管する倉庫であっても、床式の倉庫は、これに該当しない。</u></p> <p>(2) <u>貯蔵槽倉庫の容積が 6,000 立方メートル以上であるかどうかは、1 基の貯 蔵槽倉庫 (連続した周壁によって外周を囲まれたもの又は同一の荷役設備に より搬入若しくは搬出を行う貯蔵槽倉庫の集合体をいう。) ごとに判定する。</u></p>

二十一 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68 の 43-16 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人が適格合併により解散した場合には、措置法第 68 条の 43 第 4 項第 4 号括弧書の規定により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩すことを要しないのであるが、当該適格合併に係る合併法人が特定法人でないとき(当該適格合併が法第 61 条の 2 第 2 項に規定する金銭等不交付合併でないときを含む。)は同号及び措置法令第 39 条の 72 第 11 項の規定により当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併直前において特定法人でないこととなったものとみなして海外投資等損失準備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。</p>	<p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68 の 43-16 海外投資等損失準備金の設定の基礎とした特定株式等に係る特定法人が適格合併により解散した場合には、措置法第 68 条の 43 第 4 項第 4 号括弧書の規定により当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は取り崩すことを要しないのであるが、当該適格合併に係る合併法人が特定法人でないときは同号及び措置法令第 39 条の 72 第 11 項の規定により当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併直前において特定法人でないこととなったものとみなして海外投資等損失準備金の金額を取り崩すこととなることに留意する。</p>

二十二 旧第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係</u></p> <p><u>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</u></p> <p>68 の 43 の 3-1 <u>特定事業再編投資損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特定事業再編投資損失準備金を含む。)の積立額の損金算入等については、68 の 43-1、68 の 43-2、68 の 43-12 から 68 の 43-15 ま</u> <u>で及び 68 の 43-18 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>68の43の3-2</u> 連結法人が、措置法第68条の43の3第1項第1号に規定する特定債権（同法第55条の3第1項第1号に規定する特定債権を含む。）に該当する債権につき特定事業再編投資損失準備金を積み立てている場合における措置法第68条の43の3第4項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第2号の規定により、債権につき回収ができなため貸倒れとして経理した場合には同項第6号の規定により、それぞれ当該債権に係る特定事業再編投資損失準備金の取崩しを行うものとする。</p>

二十三 第68条の54の2（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第68条の54の2（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係</u></p> <p><u>（金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用）</u></p> <p><u>68の54の2-1 特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）の額の益金算入等については、68の44-1の2及び68の44-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

二十四 第68条の63（連結法人である沖縄の認定法人の連結所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の63（<u>連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</u>）関係</p>	<p>第68条の63（<u>沖縄の認定法人の連結所得の特別控除</u>）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>68 の 63-1 <u>措置法規則第 22 条の 60 の 2 第 1 項第 2 号</u>……………</p>	<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>68 の 63-1 <u>措置法規則第 22 条の 61 第 1 項第 2 号</u>……………</p>

二十五 第 68 条の 68 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 68 (1) -1 連結法人が措置法第 68 条の 68 第 1 項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該連結法人が当該連結事業年度に譲渡 (適格現物出資、<u>適格現物分配又は適格株式分配</u>による移転を除くものとし、同条第 2 項第 1 号イに規定する「第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ」の(1)及び(2)に掲げる行為を含む。68 の 68(2)- 8、68 の 68(2)- 9、68 の 68(3)- 2 及び 68 の 68(3)- 3 を除き、以下同じ。) <u>をした土地若しくは土地の上に存する権利 (以下「土地等」という。) 又はその有する資産が主として土地等である法人の発行する同号ロに規定する株式若しくは出資 (措置法令第 39 条の 97 第 1 項に規定する譲渡が行われた当該株式又は出資に限る。)</u> のうちに措置法第 68 条の 68 第 2 項第 2 号に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は当該連結法人の譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>同条第 9 項</u>……………</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 68 (1) -1 連結法人が措置法第 68 条の 68 第 1 項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該連結法人が当該連結事業年度に譲渡 (適格現物出資又は<u>適格現物分配</u>による移転を除くものとし、同条第 2 項第 1 号イに規定する「第 62 条の 3 第 2 項第 1 号イ」の(1)及び(2)に掲げる行為を含む。68 の 68(2)- 8、68 の 68(2)- 9、68 の 68(3)- 2 及び 68 の 68(3)- 3 を除き、以下同じ。) <u>した土地又は土地の上に存する権利 (以下「土地等」という。)</u> のうちに措置法第 68 条の 68 第 2 項第 2 号に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は当該連結法人の譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>同条第 8 項</u>……………</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 68 (4) - 19<u>第 9 項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第 68 条の 68 第 9 項</u>.....</p> <p>イ</p> <p>.....<u>同条第 11 項</u>.....</p> <p>ロ</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(匿名組合等が行った土地等の譲渡)</p> <p>68 の 68 (6) - 2</p> <p>.....<u>第 9 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>第 9 項</u>.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 68 (6) - 6<u>措置法令第 39 条の 97 第 13 項第 1 号</u>から第 5 号 までの規定 (<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 1 号</u>.....)</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 68 (6) - 7<u>措置法令第 39 条の 97 第 13 項第 1 号</u>.....</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 1 号</u>.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p>	<p>68 の 68 (4) - 19<u>第 8 項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第 68 条の 68 第 8 項</u>.....</p> <p>イ</p> <p>.....<u>同条第 10 項</u>.....</p> <p>ロ</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(匿名組合等が行った土地等の譲渡)</p> <p>68 の 68 (6) - 2</p> <p>.....<u>第 8 項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>第 8 項</u>.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 68 (6) - 6<u>措置法令第 39 条の 97 第 12 項第 1 号</u>から第 5 号 までの規定 (<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号</u>.....)</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 68 (6) - 7<u>措置法令第 39 条の 97 第 12 項第 1 号</u>.....</p> <p>.....<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号</u>.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 68 (6) - 8 ……<u>措置法令第 39 条の 97 第 13 項第 1 号</u>…………… ……<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 1 号</u>…………… (注) ……</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>68 の 68 (6) - 9 …… ……<u>措置法第 68 条の 68 第 10 項</u>……………</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68 (6) - 10 ……<u>措置法令第 38 条の 4 第 33 項から第 35 項まで</u>… …… (注) …… ……<u>同条第 9 項</u>……………</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合 の取扱い)</p> <p>68 の 68 (6) - 11 …… ……<u>措置法第 68 条の 68 第 9 項</u>……………</p>	<p>68 の 68 (6) - 8 ……<u>措置法令第 39 条の 97 第 12 項第 1 号</u>…………… ……<u>措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 1 号</u>…………… (注) ……</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>68 の 68 (6) - 9 …… ……<u>措置法第 68 条の 68 第 9 項</u>……………</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68 (6) - 10 ……<u>措置法令第 38 条の 4 第 33 項又は第 34 項</u>…………… …… (注) …… ……<u>同条第 8 項</u>……………</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合 の取扱い)</p> <p>68 の 68 (6) - 11 …… ……<u>措置法第 68 条の 68 第 8 項</u>……………</p>

二十六 第 68 条の 69 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 69 (1) - 1 連結法人が措置法第 68 条の 69 第 1 項に規定する「短期所有に係 る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>68 の 69 (1) - 1 連結法人が措置法第 68 条の 69 第 1 項に規定する「短期所有に係 る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」を計算する場合において、当該</p>

改 正 後	改 正 前
<p>連結法人が当該連結事業年度に譲渡（適格現物出資、<u>適格現物分配又は適格株式分配</u>による移転を除くものとし、措置法第68条の68第2項第1号イに係る措置法第62条の3第2項第1号イ(1)及び(2)に掲げる行為を含む。68の69(2)－8、68の69(2)－9、68の69(3)－2及び68の69(3)－3を除き、以下同じ。）<u>をした土地若しくは土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）又はその有する資産が主として土地等である法人の発行する同号ロに規定する株式若しくは出資（措置法令第39条の97第1項に規定する譲渡が行われた当該株式又は出資に限る。）</u>のうちに措置法第68条の69第2項第2号に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p> <p>⑥ <u>同条第1項</u>……………<u>同条第9項</u>……………</p> <p>（取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）</p> <p>68の69(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の97第13項第1号から第5号までの規定（措置法令第38条の4第38項第1号</u>……………</p> <p>（土地等以外の資産がある場合の取得日）</p> <p>68の69(6)－7 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の97第13項第1号</u>……………<u>措置法令第38条の4第38項第1号</u>……………</p> <p>（取得日の異なる土地等がある場合の区分）</p> <p>68の69(6)－8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の97第13項第1号</u>……………<u>措置法令第</u></p>	<p>連結法人が当該連結事業年度に譲渡（適格現物出資<u>又は適格現物分配</u>による移転を除くものとし、措置法第68条の68第2項第1号イに係る措置法第62条の3第2項第1号イ(1)及び(2)に掲げる行為を含む。68の69(2)－8、68の69(2)－9、68の69(3)－2及び68の69(3)－3を除き、以下同じ。）<u>した土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）</u>のうちに措置法第68条の69第2項第2号に規定する譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</p> <p>⑥ <u>措置法第68条の69第1項</u>……………<u>同条第8項</u>……………</p> <p>（取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）</p> <p>68の69(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の97第12項第1号から第5号までの規定（措置法令第38条の4第37項第1号</u>……………</p> <p>（土地等以外の資産がある場合の取得日）</p> <p>68の69(6)－7 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の97第12項第1号</u>……………<u>措置法令第38条の4第37項第1号</u>……………</p> <p>（取得日の異なる土地等がある場合の区分）</p> <p>68の69(6)－8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の97第12項第1号</u>……………<u>措置法令第</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>38 条の 4 第 38 項第 1 号……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>68 の 69 (6) - 9 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 68 第 10 項……………</p>	<p>38 条の 4 第 37 項第 1 号……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>68 の 69 (6) - 9 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 68 第 9 項……………</p>

二十七 第 68 条の 70～第 68 条の 73(収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>68 の 70 (3) - 11 ……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>(1) 措置法令第 39 条第 19 項各号又は第 28 項……………</p> <p>(2) 措置法令第 39 条の 99 第 5 項各号又は第 13 項……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>68 の 70 (3) - 11 ……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>(1) 措置法令第 39 条第 19 項各号……………</p> <p>(2) 措置法令第 39 条の 99 第 5 項各号……………</p> <p>2 ……………</p>

二十八 第 68 条の 73(収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>68 の 73 - 17 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 ま で、第 4 号の 5 から第 5 号まで、<u>第 5 号の 11、第 5 号の 12</u>、第 8 号又は第 11 号……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで、第 4 号</p>	<p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>68 の 73 - 17 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 ま で、第 4 号の 5 から第 5 号まで、第 8 号又は第 11 号……………措置法規則 第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで、第 4 号の 5 から第 5 号まで、第 8 号</p>

改 正 後	改 正 前
の5から第5号まで、 <u>第5号の11、第5号の12</u> 、第8号又は第11号…………… ……………	又は第11号……………

二十九 第68条の75(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(2以上の措置法第65条の4第1項第3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い) 68の75-10 …………… (注) …………… <u>同条第3項</u> ……………	(2以上の措置法第65条の4第1項第3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い) 68の75-10 …………… (注) …………… <u>同条第2項</u> ……………

三十 第68条の78~第68条の80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
(<u>工場等の建物及びその附属設備の範囲</u>) 68の78(1)-17 措置法第68条の78第1項の表の第1号の譲渡資産に係る措置法令第39条の7第2項に規定する工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。以下「 <u>工場等</u> 」という。)…………… …………… <u>工場等</u> …………… <u>工場等</u> …………… <u>工場等</u> …………… (注) <u>措置法第68条の78第1項の表の第4号の譲渡資産に係る措置法令第39条の7第4項に規定する事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。以下「<u>事務所等</u>」という。)及びその附属設備についても、同様とする。</u>	(<u>事務所等の建物及びその附属設備の範囲</u>) 68の78(1)-17 措置法第68条の78第1項の表の第1号及び第5号の譲渡資産に係る措置法令第39条の7第2項及び第4項に規定する <u>事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫</u> その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。以下「 <u>事務所等</u> 」という。)…………… <u>事務所等</u> …………… <u>事務所等</u> …………… …………… <u>事務所等</u> ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>工場等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義</u>)</p> <p>68 の 78(1)－19 ……………</p> <p>……………<u>同表の第 3 号</u>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号</u>……………<u>工場等 (同号の上欄の土地等にあつては、事務所等)</u> ……………</p> <p>(<u>工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲</u>)</p> <p>68 の 78(1)－20 ……………</p> <p>……………<u>同表の第 3 号</u>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号</u>……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u>……………</p> <p>(<u>工場等の用とその他の用に共用されている建物の判定</u>)</p> <p>68 の 78(1)－21 ……………<u>同表の第 3 号</u>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 3 号</u>……………<u>工場等 (同号の上欄の建物にあつては、事務所等。以下 68 の 78(1)－21 において同じ。)</u> ……………<u>工場等</u>……………</p> <p>……………</p> <p>① ……………<u>工場等</u>……………<u>工場等</u>……………</p> <p>2 建物について<u>工場等</u>……………</p> <p>(<u>所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用</u>)</p> <p>68 の 78(1)－22 ……………</p> <p>……………<u>同表の第 7 号</u>……………</p> <p>① ……………</p>	<p>(<u>事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義</u>)</p> <p>68 の 78(1)－19 ……………</p> <p>……………<u>同表の第 4 号</u>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号</u>……………<u>事務所等</u>……………</p> <p>(<u>事務所等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲</u>)</p> <p>68 の 78(1)－20 ……………</p> <p>……………<u>同表の第 4 号</u>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号</u>……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 9 号</u>……………</p> <p>(<u>事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定</u>)</p> <p>68 の 78(1)－21 ……………<u>同表の第 4 号</u>……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 4 号</u>……………<u>事務所等</u>……………<u>事務所等</u>……………</p> <p>……………</p> <p>① ……………<u>事務所等</u>……………<u>事務所等</u>……………</p> <p>2 建物について<u>事務所等</u>……………</p> <p>(<u>所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用</u>)</p> <p>68 の 78(1)－22 ……………</p> <p>……………<u>同表の第 9 号</u>……………</p> <p>① ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 78(1) - 24 <u>削 除</u></p>	<p><u>(土地が共有地である場合の面積)</u></p> <p>68 の 78(1) - 24 <u>連結法人が土地に係る共有持分（借地権に係る準共有持分を含む。以下 68 の 78(1) - 24 において同じ。）を譲渡し、又は取得した場合における措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 2 号の下欄及び第 7 号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該土地等の面積にその譲渡又は取得をした共有持分の割合を乗じて計算した面積による。</u></p>
<p>68 の 78(1) - 25 <u>削 除</u></p>	<p><u>(仮換地が指定された土地の面積)</u></p> <p>68 の 78(1) - 25 <u>連結法人が土地区画整理法等により仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 2 号の下欄及び第 7 号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該仮換地の面積による。</u></p>
<p>68 の 78(1) - 26 <u>削 除</u></p>	<p><u>(土地が借地権等を設定されている場合等の面積)</u></p> <p>68 の 78(1) - 26 <u>連結法人が借地権等（借地権その他の土地の上に存する権利をいう。以下 68 の 78(1) - 26 において同じ。）又は借地権等の設定されている土地（底地）を譲渡し、又は取得した場合における措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 2 号の下欄及び第 7 号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該借地権等の目的となっている土地又は当該借地権等の設定に係る土地の面積による。</u></p>
<p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 30 の 2 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u>……………</p>	<p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 30 の 2 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 9 号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 30 の 3<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 30 の 4</p> <p>.....<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 31 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号</u>.....</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 31 の 2 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号</u>.....<u>第 9 項第 2 号イ又はロ</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 32 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号</u>.....</p>	<p>(注)</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 30 の 3<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 9 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 30 の 4</p> <p>.....<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 9 号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 31 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号</u>.....</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 31 の 2 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号</u>.....<u>第 9 項第 2 号ロ</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 32 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>68 の 78 (1) - 38<u>第 7 号</u>.....</p>	<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>68 の 78 (1) - 38<u>第 9 号</u>.....</p>
<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>68 の 78 (1) - 39<u>第 7 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>68 の 78 (1) - 39<u>第 9 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68 の 78 (1) - 40</p> <p>.....<u>第 7 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>第 7 号</u>.....</p> <p>(2)</p>	<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68 の 78 (1) - 40</p> <p>.....<u>第 9 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>第 9 号</u>.....</p> <p>(2)</p>
<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68 の 78 (1) - 41</p> <p>.....<u>第 7 号</u>.....</p>	<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68 の 78 (1) - 41</p> <p>.....<u>第 9 号</u>.....</p>
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78 (3) - 12</p> <p>.....措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 5</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 19 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78 (3) - 12</p> <p>.....措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 6</u>、第 68 条の 16、<u>第 68 条の 17</u>、<u>第 68 条の 19</u>、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条の 31 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 <u>措置法第 68 条の 27 第 2 項に規定する産業振興機械等</u>（以下「<u>産業振興機械等</u>」という。）について措置法第 68 条の 78 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該連結法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該連結法人の事業の用に供さなくなったため<u>同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該連結法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該連結法人の事業の用に供さなかったため措置法第 68 条の 78 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第 68 条の 27 第 2 項の規定の適用を受けることができる。</u></p> <p>……………</p> <p>（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）</p> <p>68 の 78 (3) -13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条</p>	<p>第 68 条の 31 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 <u>措置法第 68 条の 34 第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>（以下「<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>」という。）について措置法第 68 条の 78 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該連結法人の事業の用（<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅については、貸家の用に限る。以下同じ。</u>）に供した後その取得の日から 1 年以内に当該連結法人の事業の用に供さなくなったため<u>措置法第 68 条の 78 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときにおいても、その後サービス付き高齢者向け賃貸住宅を事業の用に供したときは、当初に当該連結法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち、再び事業の用に供している期間については、措置法第 68 条の 34 第 1 項の規定の適用を受けることができる。しかし、サービス付き高齢者向け賃貸住宅をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該連結法人の事業の用に供さなかったため措置法第 68 条の 78 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している期間については、措置法第 68 条の 34 第 1 項の規定の適用を受けることができる。</u></p> <p>……………</p> <p>（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）</p> <p>68 の 78 (3) -13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 5</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 19 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p> <p>68 の 78(4)－4 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 79 第 1 項括弧書又は第 20 項の規定(同法第 65 条の 8 第 1 項括弧書又は第 19 項……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4)－8 ……………</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</p> <p>1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>4 ……………</p> <p>5 ……………</p> <p>6 ……………</p> <p>(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>7 ……………</p>	<p>の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 6</u>、第 68 条の 16、<u>第 68 条の 17</u>、<u>第 68 条の 19</u>、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p> <p>68 の 78(4)－4 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 79 第 1 項括弧書の規定(同法第 65 条の 8 第 1 項括弧書……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4)－8 ……………</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</p> <p>1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>4 ……………</p> <p>5 ……………</p> <p>6 ……………</p> <p>(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>7 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(法第 50 条との選択適用)</p> <p>68 の 78 (5) -1<u>法第 81 条の 3 第 1 項</u>.....<u>措置法令第 39 条の 106 第 41 項</u>.....</p>	<p>(法第 50 条との選択適用)</p> <p>68 の 78 (5) -1<u>法第 81 の 3 第 1 項</u>.....<u>措置法令第 39 条の 106 第 40 項</u>.....</p>

三十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 114 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年財務省令第 24 号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…平成 29 年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等の特別償却又は法人税額の特別控除)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前の 68 の 15 の 6 - 1 から 68 の 15 の 6 - 9 までの取扱いは、連結法人が平成 29 年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(3)…平成 28 年 10 月 1 日前に認定等を受けた連結法人が平成 29 年 3 月 31 日以前に取得等をした倉庫用建物等の割増償却)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>この法令解釈通達による改正前の68の36-1から68の36-3までの取扱いは、平成28年10月1日前に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「旧効率化法」という。）第4条第1項の認定を受けた連結法人又は同日前に旧効率化法第7条第1項に規定する確認を受けた連結法人が平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等については、なお従前の例による。</u></p>	